

岐阜県工賃向上計画

平成24年8月
岐 阜 県

1 計画の目的

平成18年4月に施行された障害者自立支援法において、従来の障害種別ごとの複雑な施設・事業体系が利用者本位のサービス体系に再編されたほか、障がい者の就労支援が抜本的に強化され、新たな就労支援事業の創設や、雇用施策との連携が強化された。

障がい者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労支援は重要であり、一般就労を希望する方には、できる限り一般就労をしていただけるように、一般就労が困難である方には、就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向上するように、それぞれ支援していくことが必要となっている。

このため、国では、平成19年度から「工賃倍増5か年計画」として、各地方自治体や産業界等の協力を得ながら官民一体となり取り組んできたが、これまでの取組の実績を踏まえた見直しを行ったうえで、平成24年度から平成26年度までの3か年については、新たな「工賃向上計画」を策定することとし、目標設定により工賃向上に資する取組を、計画的に進めることとなった。(『「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針』(平成24年4月11日障発0411第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知))

岐阜県においても、平成20年3月に「岐阜県工賃倍増計画」を策定し、工賃水準の向上に向けた取り組みを行ってきたが、引き続き工賃水準の向上に向けた取り組みを行うため、「岐阜県工賃向上計画」を策定する。

2 計画の期間

平成24年度から平成26年度までの3か年とする。

3 計画の対象事業所

岐阜県工賃向上計画では、以下の事業所を対象とする。

対象事業所：就労継続支援B型事業所

障害者自立支援法の施行に伴い、平成24年4月1日に向けた旧の法体系による施設の新体系サービス事業所への移行、新規事業所の設立により、岐阜県工賃倍増計画の開始時点である平成18年度と比べ、障害福祉サービス事業所は増加するとともに、就労継続支援B型事業所が就労継続支援A型事業所へ移行するなど、事業所種別ごとの事業所の構成も変わってきている。

岐阜県においては、以下の表のとおり平成18年度では就労継続支援B型事業所の平均工賃月額是全国平均を上回っていたが、平成22年度実績では全国平均を下回るようになっていく。

工賃向上への取組は、就労継続支援A型事業所や作業を実施する生活介護事業所についても行っていく必要があるが、就労継続支援B型事業所の平均工賃月額が全国平均を下回る現在の岐阜県の状況を踏まえ、本計画においては専ら同事業所を対象事業所とする。

【事業所種別による平均工賃月額比較】

対象年度	事業所種別	対象範囲	事業所数	平均工賃月額（円）	対全国平均
平成18年度	就労継続支援A型	岐阜県	2	41,548	+31,431円
		全国	83	10,117	
	就労継続支援B型	岐阜県	5	14,270	+2,395円
		全国	587	11,875	
平成22年度	就労継続支援A型	岐阜県	15	75,253	+3,560円
		全国	715	71,693	
	就労継続支援B型	岐阜県	60	11,028	-2,415円
		全国	4,880	13,443	

4 岐阜県工賃倍増計画での取組について

(1) 岐阜県工賃倍増計画の概要

計画の期間

平成19年度から平成23年度までの5年間

目標工賃

障がい者が地域での自立した生活を営むために必要な費用を月額10万円程度と見込み、障害基礎年金による収入との差額を考慮して月額30,000円を工賃目標とした。

<目標工賃の考え方>

地域での自立した生活を営むために必要な費用：約100,000円	
障害基礎年金1級（約82,000円）	不足分：約18,000円
障害基礎年金2級（約66,000円）	不足分：約34,000円

平成18年度県平均工賃11,568円×2 < 目標：平均工賃30,000円以上

取組の内容

岐阜県工賃倍増計画では、主に以下の取組を実施した。

- () 社会就労事業推進セミナーの開催
地元企業、福祉施設、行政関係者等を対象に啓発セミナーを開催。
- () 社会就労推進工賃アップモデル事業（うち、コンサルタント派遣事業等）
授産施設等にコンサルタントを派遣し、又は施設等が集結して講習会等を行う作業種別研究会を開催することにより、商品開発のポイント、ノウハウ等を学ぶ機会を提供。
- () 社会就労推進工賃アップモデル事業（うち、社会就労推進モデル事業）
授産事業を行う社会福祉法人等の中から、実施能力があると認められる者を選定し、工賃アップのために行う取組と、その結果の報告を求める委託事業を実施。

(2) 岐阜県工賃倍増計画に基づく取組を実施した期間の工賃実績

岐阜県工賃倍増計画に基づく取組を実施した平成19年度から平成23年度の工賃実績については、以下の表のとおりとなった。

岐阜県工賃倍増計画の対象期間であるこの5年間は、障害者自立支援法の施行に伴い、旧の法体系に基づく施設からの移行、新法に基づく新規事業所の設立が多く行われた期間であり、対象となる施設数が大幅に増加するとともに、従来工賃倍増計画の対象であ

った施設が対象とならない生活介護事業所へ移行するなど、施設の構成も変わっている。
 そのため、全施設の平均工賃、国の工賃倍増計画対象施設の平均工賃は平成18年度から上昇しているが、施設種別によっては平均工賃が低下している。

【平均工賃月額推移】

< 岐阜県 >

施設種別	平成23年度		平成22年度		平成21年度		平成20年度		平成19年度		平成18年度	
	施設数	平均工賃月額										
就労継続支援A型	29	77,622	15	75,253	9	81,952	6	70,992	5	65,686	2	41,548
就労継続支援B型	85	11,344	60	11,028	40	11,176	33	12,712	24	11,744	5	14,270
福祉工場	-	-	-	-	1	38,735	1	34,383	1	36,812	3	41,314
入所・通所授産施設	16	9,873	24	10,180	32	9,566	32	9,693	34	10,454	41	10,111
小規模通所授産施設	6	10,875	1	8,682	1	8,933	1	11,299	1	13,075	4	7,857
全施設平均	136	19,329	100	16,105	83	14,763	73	13,577	65	12,971	55	11,568
+ + ()	107	11,015	85	10,693	73	10,222	66	10,726	59	10,807	50	10,068

国が工賃倍増計画の対象とした施設（就労継続支援B型+授産施設+小規模通所授産施設）

< 全国 >

施設種別	平成23年度		平成22年度		平成21年度		平成20年度		平成19年度		平成18年度	
	施設数	平均工賃月額	施設数	平均工賃月額	施設数	平均工賃月額	施設数	平均工賃月額	施設数	平均工賃月額	施設数	平均工賃月額
就労継続支援A型	1,097	71,513	715	71,693	491	75,746	340	81,633	未公表	85,425	83	10,117
就労継続支援B型	6,608	13,742	4,880	13,443	3,787	13,087	2,662	12,989	未公表	12,834	587	11,875
福祉工場	-	-	27	132,274	38	119,557	48	118,602	未公表	127,776	100	118,640
入所・通所授産施設	551	12,884	1,272	12,568	1,589	12,590	1,992	12,712	未公表	13,042	2,837	12,766
小規模通所授産施設	87	7,605	204	9,194	313	8,208	477	8,769	未公表	8,762	1,049	9,274
全施設平均	8,343	19,315	7,098	17,841	6,218	16,894	5,519	16,389	未公表	16,037	4,656	15,257
+ + ()	7,246	13,586	6,356	13,079	5,689	12,695	5,131	12,587	未公表	12,600	4,473	12,222

国が工賃倍増計画の対象とした施設（就労継続支援B型+授産施設+小規模通所授産施設）

平成23年度全国実績のうち、「福祉工場（旧法）」の実績は「就労継続A型」に含まれる。

5 県内の就労継続支援B型事業所の状況

(1) 事業所数

平成24年4月1日現在の就労継続支援B型事業所数は105となっており、総定員数は2,334名となっている。

(平成23年度末から、旧法施設からの移行、新規設立により20事業所が増加)

【就労継続支援B型事業所数】

105事業所(平成24年4月1日現在)	
うち多機能型事業所	50事業所
<内訳>生活介護	28事業所
自立訓練	7事業所
就労移行支援	15事業所
就労継続支援A型	10事業所
(3つの事業を行う事業所)	10事業所

(2) 平均工賃月額

県内の就労継続支援B型事業所の平均工賃月額は、平成23年度実績(85事業所)で、11,344円となっている。

【平均工賃月額の分布】

平均工賃月額	事業所数
20,000円以上	7
15,000円以上 20,000円未満	14
10,000円以上 15,000円未満	22
5,000円以上 10,000円未満	32
5,000円未満	9
支払実績無し	1
計	85

(3) 事業所の現状と考え方(アンケート結果の概要)

工賃向上計画の策定にあたり、平成24年5月に就労継続支援B型事業所に対して工賃向上への取組に向けたアンケートを実施した。(105事業所中86事業所から回答)

ア 実施している作業の内容

作業の内容	事業所数	構成比
下請・内職(施設内)	71	82.6%
自主製品生産	63	73.3%
施設外就労	16	18.6%
その他(喫茶店の運営、外注商品の販売など)	16	18.6%

複数の作業を実施している事業所が多いため、事業所数とは一致しない

イ 現在の工賃水準に対する考え方

考え方	事業所数	構成比
十分な水準	8	9.3%
十分ではないが必要最低限の水準	62	72.1%
必要最低限の水準に達していない	16	18.6%

ウ 工賃向上の取組に対する課題・考え方

(下請・内職作業、施設外就労について)

- ・工賃向上のためには下請作業の安定化、企業開拓が必要。
- ・安定して下請作業を得るためには、企業から信頼されるよう作業水準の向上が必要。
- ・安定的な下請作業は単価が低い。また、季節によって委託量に差がある作業がある。
- ・限られた作業時間内では、いかに単価の高い仕事を受けられるかが課題。
- ・現実として企業側で事業所への理解をし、作業を提供していただける企業はほんの一部に過ぎない。

(自主製品生産について)

- ・新製品開発に取り組んでいるが、販売ルートの確保が課題。
- ・商品の品質だけでなく、パッケージや陳列の方法等を研究し、商品力を高めたい。
- ・今後は、生産力向上と営業活動に力を入れていく。
- ・下請作業だけでは工賃向上は望めないため、今後は自主製品生産に取り組みたい。
- ・安定した収益を目指すため、下請作業から自主製品生産に重点を置いていきたい。

(利用者の状況について)

- ・利用者の特性や高齢化によって、作業量や技術力向上には限界がある。
- ・休む利用者が多く、作業量をこなすことができない。利用者が1日でも多く来られる環境を作っていくことが課題。
- ・アパートで独り暮らしをしている利用者にとっては、工賃は大切な生活の糧となっている。
- ・一般就労を目指している利用者にとっては、作業はあくまで訓練であり、その他の研修等も重要。全員の工賃向上を図るのではなく、利用者に応じた対応が必要。
- ・工賃を高くし満足な所得を保障すると、一般就労などへのモチベーションが作りやすくなる。

(事業所の体制について)

- ・職員が経営や営業の知識、経験に乏しいため、職員の意識改革や研修、人材確保が課題。
- ・施設外就労を積極的に取り入れたいが、職員が十分ではなく、シフトの調整が課題。
- ・工賃向上は利用者の願いであるが、利用者の事情(加齢や疾病等による能力低下、生活状況等)により、工賃向上以外の支援も必要であり、その二つが両立できる形での総合的な支援が必要となっている。

エ 工賃向上の取組に対する利用者・家族の意見

(利用者の意見)

- ・工賃向上を望んでいるが、作業が難しくなるのは困る。
- ・少しでも工賃が上がれば嬉しいし、仕事に対する意欲も向上するので、いろんな作業にチャレンジしたい。
- ・高い給料が欲しいと考える利用者も多いが、のんびりと働きたい利用者もいる。

- ・工賃向上は期待しているが、作業中心の生活にはしてほしくない。
- ・自分の仕事が貢献して工賃が上がり、嬉しい。達成感が得られた。
- ・ほとんどの利用者、家族は工賃向上に関心又は不満はない。
- ・工賃より就労のためのスキルアップを目標とし、早期就職を希望している方もいる。
- ・利用者も家族も、働いて少しでも多くの賃金を得たいと考えている方が多く、将来の生活のためにも工賃向上に向けた取組が要望されている。

(家族の意見)

- ・家族は、一日、安全に作業に従事できればよいと考えている。
- ・利用者が毎日楽しく過ごせればよい。過度の仕事は負担になるため、望んでいない。
- ・工賃向上のため職員の負担が大きくなるよりは、余裕を持って利用者として接して欲しい。
- ・給料の額ではなく、安定して毎日仕事に通える場があることが第一。
- ・日々利用者が生産した商品が販売され、売上げが向上することは歓迎されている。
- ・収入確保のためのイベント販売などに協力的なご家族と、そんなに工賃はいらないのでのんびりとやってほしいというご家族がいる。
- ・重度障害の利用者のご家族の中には、利用者の力量と工賃との格差に悩む方もいる。

オ 工賃向上の取組で県に期待する支援

- ・下請作業の紹介、斡旋
- ・企業への就労継続支援B型事業所の紹介、啓発(下請作業ができることのPR等)
- ・事業所へ仕事を発注している企業への補助や、事業所への仕事の発注が障がい者雇用の制度として認められるような仕組み等の企業への支援
- ・県の仕事で事業所が対応できる作業の委託(下請作業、施設外就労)
- ・県の施設やイベントでの自主製品の販売
- ・県における自主製品の購入拡大(ハート購入の積極的な実施、拡大等)
- ・県の特産品の障がい者施設での開発・制作・販売
- ・自主製品の地域への啓発、紹介や、販売先、販売機会の確保(店舗の設置等)
- ・設備投資、職員確保等への各種補助制度の拡大
- ・下請作業のための企業開拓や工賃に関する相談窓口の設置
- ・自主製品生産のための相談対応や研修会の実施(生産性向上、販売先の開拓、新商品開発等)
- ・講師や専門家のアドバイザーの派遣拡大

カ 工賃向上の取組で市町村に期待する支援

- ・下請作業の紹介、斡旋
- ・企業への就労継続支援B型事業所の紹介、啓発(下請作業ができることのPR等)
- ・工賃向上に向けて気軽に相談できる窓口の設置
- ・市町村の仕事で事業所が対応できる作業の委託(下請作業、施設外就労)
- ・市町村における自主製品の購入拡大や学校給食等での安定的な自主製品の活用
- ・市町村の施設やイベントでの自主製品の販売
- ・地元の企業や地域との連携の支援(企業や団体との交流会の開催、広報紙でのPR等)
- ・県のハート購入のような制度の導入
- ・自主製品の販売先、販売機会の確保(自主製品を販売する店舗の設置等)
- ・事業所へ仕事を発注している企業への補助

キ その他、工賃向上の取組に関する県への意見等

- ・障がいの重度化、高齢化が進んでおり、支援できる職員の確保を期待する。
- ・利用者の高齢化と共に作業レベルが低下している現状があり、事業所の利用年齢について今後線引きが必要になってくるのではないかと。
- ・低い報酬単価の中、職員を十分に確保することが困難であり、また利用者の支援に多くの時間を要するため、工賃の向上が難しい現実がある。
- ・工賃向上に向けて利用者、職員が一体となって必死に取り組んでいる事業所と、そうでない事業所の差が大きい。意識の違いなのかもしれないが、現状を把握して欲しい。
- ・事業所の特性や利用者の状況によって、作業内容、売上げが変化するので、工賃のみに着目すると、本来の福祉的な支援を見失いかねない。事業所によって利用者の特徴・ニーズに違いがあり、工賃だけではなく、就職率や利用者の満足度調査なども行い、事業所の取組を評価されたい。
- ・工賃向上は必要だが、一般就労ができる力がありながらB型に留まってしまう利用者もおり、本来の施設の目的を踏まえてチェックする必要があるのではないかと。
- ・短時間や少ない日数での利用を希望する利用者もおり、工賃向上を主目標にすると、そうした利用者の利用を阻害する要因になることが懸念される。
- ・工賃向上だけ最優先されるものではなく、それよりも利用者が安心して毎日通える事業所であることが重要であり、そのための安定した事業所運営のための支援をお願いしたい。
- ・岐阜県セルフ支援センターの手数料の見直しを希望する。

6 工賃向上に当たっての課題

対象事業所の状況、事業所へのアンケート結果から、以下の課題が考えられる。

(1) 利用者の状況に応じた作業の確保、技術力の向上

利用者、家族にとっては、工賃向上は望ましいことであるものの、そのための取組によって利用者、家族の負担が大きくなること、事業所職員の負担が大きくなって利用者への支援が十分にできなくなることが懸念されている。

また、事業所にとっては、ほとんどの事業所で現在の工賃水準が十分ではないと考えており、工賃向上の取組みの必要性を認識しているが、本来の目的である利用者への就労の機会を提供することを中心としながら、工賃向上のための様々な作業に取り組んでいくためには、利用者がそれぞれに応じた作業に取り組んで安定して通所しながら、技術力の向上に取り組んでいけるような環境を整えていくことが必要となっていると考えられる。

(2) 企業や官公署からの安定した作業の確保、単価の引上げ

8割以上の事業所が実施している下請・内職作業や、施設外就労において、工賃向上に取り組んでいくためには、年間を通じて安定した作業量の確保、単価の高い作業の受注が必要となる。

そのためには、作業を発注する企業や官公署の理解、協力が不可欠であるほか、事業所においては、発注者側に信頼性の高い作業を提供できるように品質管理、技術向上に取り組む必要があると考えられる。

(3) 収益力の高い自主製品生産への取組、販路の拡大の体制づくり

これまで主な作業として取り組んできた下請・内職作業では工賃向上を望めないため、自主製品生産に新たに、または重点的に取り組んでいこうとする事業所があるように、工賃向上のためには、収益力の高い自主製品生産への取組みが課題となる。

事業所にとっては、自主製品生産のためには、従来の福祉的な支援以外の、事業経営や営業活動、商品開発等の知識、技術が必要になってくることから、職員の人材育成や確保など、それに向けた体制づくりが必要と考えられる。

7 目標工賃

(1) 目標工賃設定の考え方

『「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針』(平成24年4月11日障発0411第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)では、各事業所は月額又は時間額により算出することになっており、都道府県は各事業所が策定した目標工賃の種類に応じて、目標工賃を設定することとなっている。

岐阜県工賃向上計画では、目標工賃を月額で設定した事業所と、時間額で設定した事業所があったため、月額及び時間額の両方で目標工賃を設定する。

【各事業所の工賃向上計画における目標工賃の状況】

工賃向上計画策定済の事業所：88事業所

うち目標工賃を月額で算定した事業所 76事業所

うち目標工賃を時間額で算定した事業所 12事業所

	平成24年度目標			平成25年度目標			平成26年度目標		
	工賃支 払総額 (千円)	対象者 延人数 (人)	工賃 平均額 (円)	工賃支 払総額 (千円)	対象者 延人数 (人)	工賃 平均額 (円)	工賃支 払総額 (千円)	対象者 延人数 (人)	工賃 平均額 (円)
月額	253,028	20,412	12,396	283,837	21,383	13,274	314,442	21,959	14,319
時間額	31,082	144,888	215	33,829	151,858	223	36,266	157,130	231

(2) 目標工賃の設定

目標工賃は、障がい者が地域で自立した生活を営むために必要な費用を見込み、また各事業所が設定した目標額を考慮して、平成26年度の目標工賃を月額20,000円とし、以下のとおり年度目標を設定する。

【目標工賃月額】

年度	平成23年度 (実績)	平成24年度 (目標)	平成25年度 (目標)	平成26年度 (目標)
月額	11,344	14,000	17,000	20,000
時間額 (対象のみ)	210	260	310	370

- ・平成26年度の目標額を基に、各年度の増加額が平準化するように設定
- ・時間額による目標は、工賃向上計画の目標工賃を時間額で設定した事業所のみを対象とし、当該事業所の実績を基に、月額の目標額と同程度の向上率となるよう設定

ア 障がい者が地域での自立した生活を営むために必要な費用の考え方

モデル：岐阜市在住、グループホームから就労継続支援B型事業所へ通所(障害福祉サービス利用料は0円)、単身世帯、年齢20~40歳

生活保護制度における生活扶助基準額(最低生活費)

生活扶助基準(第1類+第2類) 76,170円

障害者加算 24,970円

計 101,140円(約100,000円)

実際のグループホーム・ケアホームにかかる費用は、岐阜市内で6～7万円(家賃、光熱水費、食材料費等)となっており、それ以外に被服費等の支出が必要なことを考慮すると、月額10万円程度が最低限必要な生活費と考えられる。

障害基礎年金による所得

2級障害 786,500円/年(一ヶ月あたり 65,542円)

特定障害者特別給付費(平成23年10月～)

グループホーム・ケアホームに係る支給決定を受けている障がい者に対し、月額1万円(家賃の月額が1万円未満の場合は当該家賃の額)を支給

必要工賃月額(- -)

101,140円 - 65,542円 - 10,000円 = 25,598円

イ 各事業所が設定した目標工賃との考え方

各事業所が設定した平成26年度の目標工賃月額は、14,319円となっており、上記アで算出した必要工賃月額と乖離がある。

岐阜県工賃向上計画の目標工賃月額としては、アで算出した必要工賃月額を目標として行く必要があるが、各事業所が設定した目標工賃と乖離があること、目標に向けて取り組んでいく期間が3年間と短いことから、以下のとおり必要工賃月額と各事業所による目標工賃月額を考慮して、月額20,000円を平成26年度の目標工賃とする。

(必要工賃月額 25,598円 + 各事業所の目標工賃 14,319円) / 2
= 19,959円(20,000円)

8 工賃向上のための具体的な取組

7で整理した課題を踏まえ、工賃向上のため、これまでの工賃倍増計画に引き続き、以下のとおりの取組を行う。

なお、当計画の対象事業所は就労継続支援B型事業所であるが、県下の生産活動を行う障害福祉サービス事業所全体の工賃向上が対象事業所の工賃向上に資すると考えられる取組、岐阜県セルフ支援センターによる取組については、幅広く障害福祉サービス事業所を対象とした取組を行うものとする。

(1) 企業、地域、行政関係者への事業所の取組の周知と協力依頼

- ・企業、行政関係者、福祉施設等を対象とした啓発セミナーの開催
- ・事業所への積極的な作業委託、自主製品の発注を、市町村、企業に対し周知、依頼

(2) 工賃向上に積極的に取り組む事業所への経営改善、技術向上等の支援

- ・経営改善や利用者、職員の技術向上等のため、専門的知識を持つコンサルタントを事業所に派遣
- ・商品開発・改良等、授産活動上の課題を解決するため、同種の作業を実施する施設による研究会の開催
- ・工賃向上に積極的に取り組む事業所のうち、特に能力があると認められる事業所に対して、工賃向上のモデル事業として経営診断や就労技術コーチの派遣等の支援を行い、その

結果を他の事業所の工賃向上に向けた取組に活用

- ・平成8年度から授産施設等の支援活動を行っている岐阜県セルフ支援センターによる取組（販売受注促進、商品開発・研究、広報活動）の推進
- ・関連補助事業（社会福祉施設等施設整備費補助金等）を活用し、事業所の工賃向上のための基盤整備を支援

(3) 計画の推進に向けた関係機関との協力と見直し

- ・計画を推進するため、関係機関による「工賃向上計画推進委員会」を設置し、工賃向上に向けた協力を推進するとともに、課題等の検討を行い、計画の進捗状況等に応じて計画の見直しを実施

【年度別の取組計画】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
企業等への周知、依頼 (啓発セミナーの開催等)			→
コンサルタント派遣・研修会の開催			→
工賃向上のモデル事業の実施			→
セルフ支援センターの取組の推進			→
関連補助事業の活用			→
工賃向上計画推進委員会による計画推進・見直し			→